

企業のカスハラ対策最前線 ～カスハラ対策の義務化と企業が取り組むべき実務対応～

近年、顧客などが従業員に対して通常の苦情を超えたクレームや要求を行う、いわゆるカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）が社会問題化しており、企業にはカスハラに備えた体制整備が強く求められています。こうした中、2025年6月に事業主のカスハラ対策を義務付ける改正労働施策総合推進法が国会で可決・成立し、その後公表される指針により企業がカスハラ防止のために講ずべき具体的措置が明確化される見通しとなりました。

本セミナーでは、カスハラ対策義務化の流れを受けて、企業のカスハラ防止に向けた取り組みや、カスハラ発生時・発生後の企業の実務対応のあり方について、判例等も交えながら専門家が解説します。

【1日目】 1月21日（水）
14:00～16:00

【カスハラの基礎と関連法令】

- カスハラの現状とカスハラ防止対策の意義
- カスハラ防止に向けた国と地方自治体の取り組み
- 労働施策総合推進法の改正とカスハラ対策の義務化

【2日目】 1月23日（金）
14:00～16:00

【企業が取り組むべきカスハラ対策の実務対応】

- カスハラか否かの判断のポイント
- カスハラ防止のための具体的な実務対応
- カスハラ発生時・発生後の具体的な実務対応

《講師》

成蹊大学 法学部教授 原 昌登 氏

《会場》

東京都労働相談情報センター多摩事務所7階（立川市柴崎町3-9-2）

《対象》

使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

《定員》

70名（※事前申込み必須 先着順）

※ 手話通訳あり（無料、予約制）。手話通訳をご希望の方は12/26（金）までにお申し込みください。

《受講料》

無料

《申込方法》

電話、ホームページからお申込みください。

《申込先》

東京都労働相談情報センター多摩事務所
電話：042-595-8731 HP：TOKYOはたらくネット

[\(https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/\)](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/)

《主催》

東京都労働相談情報センター多摩事務所

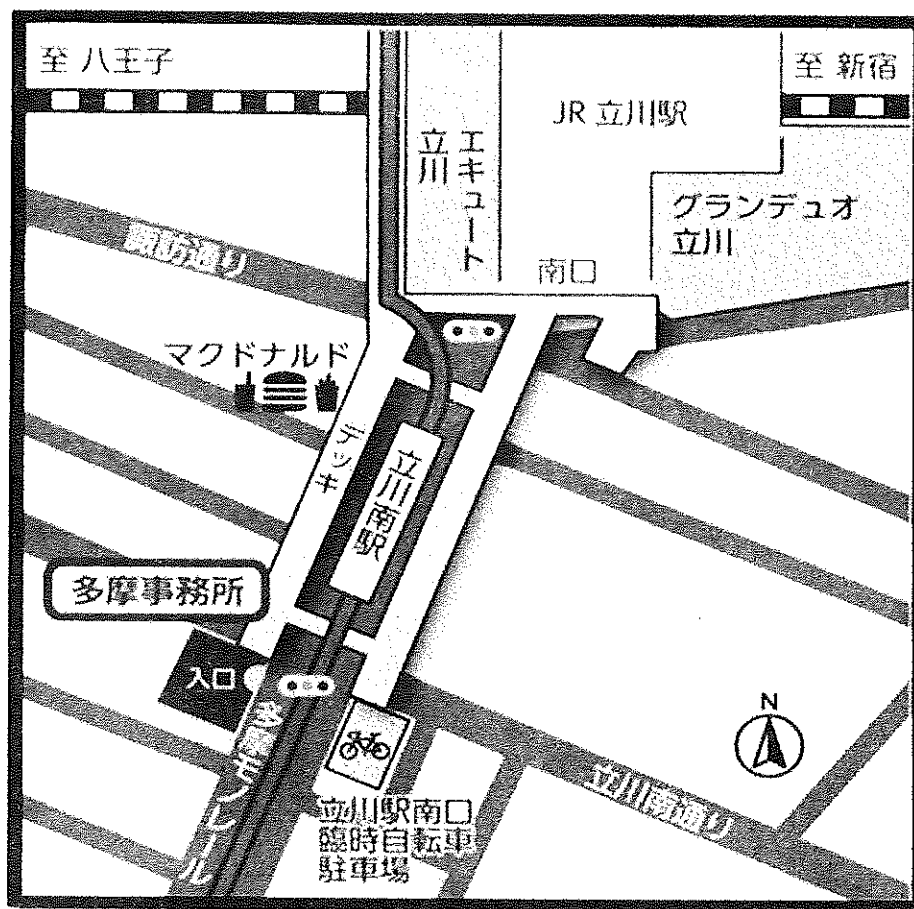
《共催》

立川市、狛江市、八王子商工会議所、公益社団法人八王子法人会、
公益社団法人日野法人会



※ 災害等による交通機関運行の影響などにより、セミナー開催を中止又は延期することがあります。その場合は、ホームページに掲載しますので、会場にお越しの際に、申込先に記載のURLをご確認頂きますようお願いいたします。

会場案内図



東京都労働相談情報センター多摩事務所

(〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-9-2)

電話：042-595-8731

〔最寄駅〕

JR線・立川駅 徒歩4分

多摩モノレール線・立川南駅 徒歩1分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

多摩事務所 公式LINE

＜友だち募集中＞

セミナー情報などの配信や
労働相談をご案内しています



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

※本セミナーに関するお問い合わせは、表面記載の申込先までお願いいたします。